

芦原小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月1日 策定
令和6年4月1日 改定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

ー福井県いじめ防止基本方針よりー

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、いじめをなくすことを目的に、児童が安心して生活し、学習やその他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、あわら市、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義

- 「いじめ」とは、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的な取組

- (1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育
 - ほめて伸ばす教育
児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。
 - 人権教育の推進
人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。
 - 道徳教育の推進
発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てます。
 - 体験活動の推進
集団宿泊体験やボランティア活動を通して、児童の絆を深め、お互いに認め合い

助け合う心を育てます。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置付け、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

○評価項目

【教職員】

- ・児童の人権意識が高まるように心がけている。
- ・児童が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。
- ・学年通信等で、いじめ防止の取組を児童や保護者に伝えている。
- ・児童や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。
- ・いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
- ・児童に不適切な言動があった場合、その場で注意・指導している。
- ・いじめ行為が疑われる場合、一人で抱え込まずに、速やかに学校の「いじめ対策委員会」に報告している。
- ・いじめに係る情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。
- ・マニュアルや年間計画に従って適切に対応している。
- ・いじめ防止等について、校内研修に取り組んでいる。
- ・アンケート等を用い、教員自らのいじめ対応をチェックしている。

【児童】

- ・いじめの行為を見聞きした場合、速やかに教員や保護者等に伝えることを心がけている。
- ・学校（教員）は、悩みや不安を相談しやすい。
- ・学校以外にも相談できるところがあることを知っている。
- ・アンケートや面談を通して、悩みや不安を教員に伝えている。

【保護者】

- ・学校は、子どもの気がかりなことを相談しやすい体制を整えている。
- ・学校は、自校の教育相談担当者を含め、複数の相談機関を紹介している。
- ・学校は、いじめ防止等のための取組を、学校ホームページや学級通信等で、児童や保護者に伝えている。
- ・学校は、アンケートや面談を定期的実施する等、子どもの不安等を把握する取組を行っている。

(3) いじめの未然防止

○「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実行します。

○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り班活動や異学年交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づ

- くり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。
- 児童の主体的活動の充実
- 学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進します。
- 社会性の育成
- ソーシャルスキルトレーニングに全校で取り組むことを通して、他者と関わる技術を高め、他者を大切にできる集団を育てます。
- 開かれた学校づくり
- 「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。
- インターネットや情報機器に関する指導
- インターネットや情報機器（スマートフォン・携帯電話・タブレット端末・ゲーム機等）の利用について、学校独自のルールづくりを通して、児童や保護者が危険性や注意点等を考える機会を設けます。また、国の「教育の情報化に関する手引き」等を活用し、情報モラル教育の充実に努めます。
- 特別な配慮が必要な児童
- 以下の児童を含め、特別な配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。
- ・発達障害等の障害のある児童
 - ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
 - ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
 - ・東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童
- SOSの出し方に関する教育
- 危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行います。

（４）いじめの早期発見

- 積極的ないじめの認知
- 児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いをもち、積極的にいじめを認知するよう努めます。
- 自己チェックの活用
- 児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。
- アンケートの実施
- 定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。
- 保護者に対するいじめ調査の実施
- ６月と１１月に保護者対象にいじめアンケートを実施します。いじめの回答があった場合には保護者会において詳しく聞き取り、的確に状況を把握します。
- 教育相談体制の充実
- 学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図り

ます。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに、地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

(5) いじめの事案対処

○校内の速やかな情報の共有

教員は、いじめの訴えがあった場合やいじめの兆候を発見した場合には、いじめられた児童の立場に立って適切に対応するとともに、特定の教員が抱え込むことなく速やかに情報を共有します。

○「いじめ対応サポート班」による対応

学校長は、いじめの事実を確認した場合は、速やかに「いじめ対応サポート班」を組織して当該事案への対応策を協議し、個別面談や情報収集等の役割分担を決めてチームで対応します。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○インターネット上のいじめへの対応

インターネット上のいじめの対応に当たっては、速やかに適切な対応ができるよう、保護者や関係機関との連携を密に行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

(6) いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催します。

(構成員) 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、
教育相談担当、スクールカウンセラー等

(活動)

- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・学校におけるいじめ問題への取組の点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

(構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭、
スクールカウンセラー等

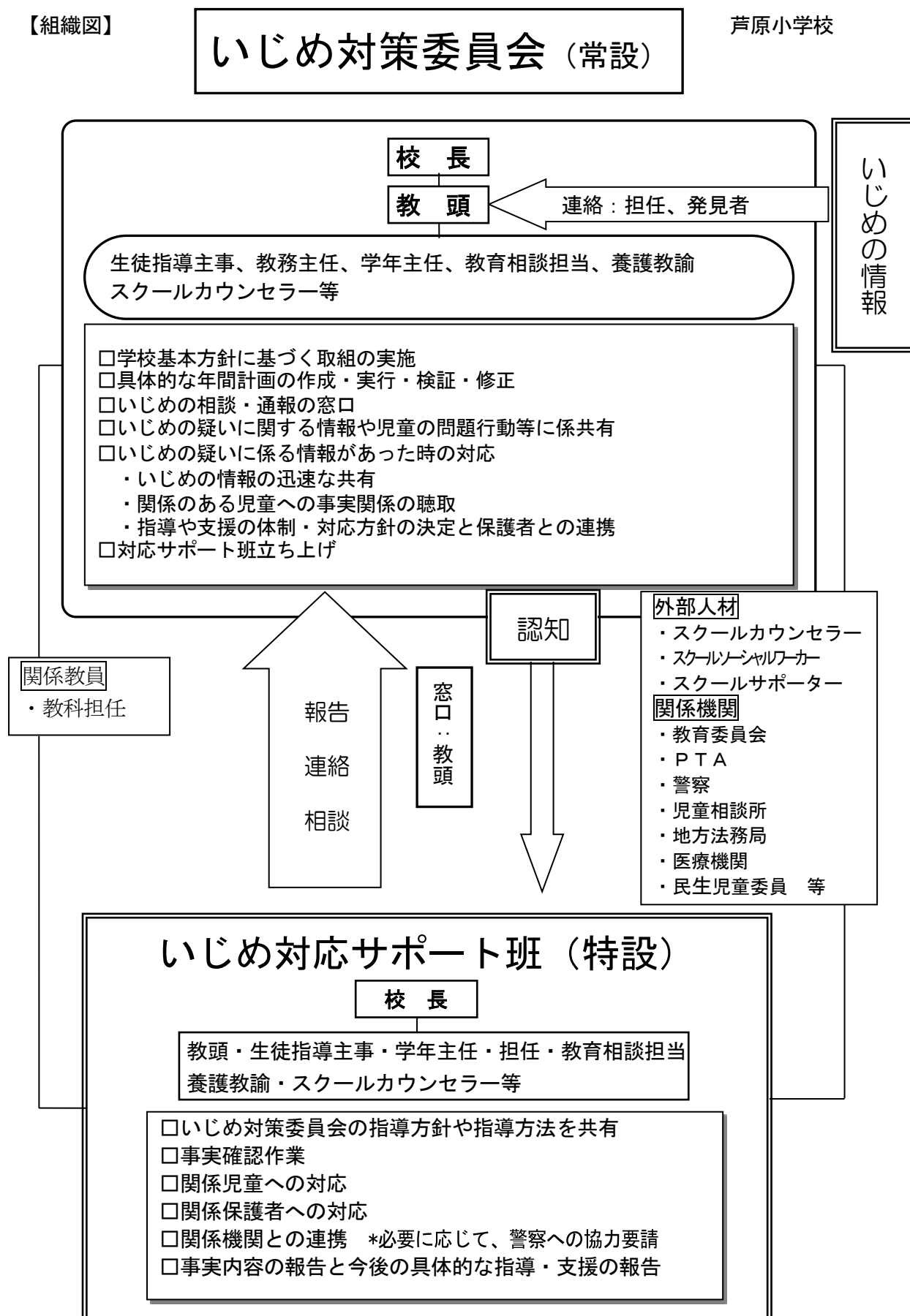
(活動)

- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・個別面談による情報収集
- ・継続的な支援
- ・保護者や地域との連携
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所等との連携

(3) 組織図

【組織図】

芦原小学校



5 いじめ対策の年間行動計画
〔4～6月〕

令和6年度
芦原小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	いじめ対策委員会 - 基本方針確認 - 年間計画策定 職員会議 - 年間計画周知 - 教員の意識点検 ↓ PTA 全体会	なかよし集会 1, 2年生の交流					
	いじめ対応サポート班 起きた時に即対応	委員会活動 異学年交流 通年 家庭読書の日（親子読書）毎月 縦割り活動スタート - 自主的な活動 - 絆づくり - リーダーの存在感 学習発表 低学年との交流 農業体験 じゃがいも 協働作業 1年生を迎える会（縦割り班遊び） - 自主的な活動 - 絆づくり - リーダーの存在感					
5月	いじめ対策委員会 取り組み方針を確認	なかよしタイム スタート - ソーシャルスキルの向上 - 絆づくり					
	校内研修 - 道徳教育 - 人権教育 - 読書指導 1年間全体の活動計画を作成確認	サツマイモの苗植え 地域との交流	野菜植え 協働作業	植物育て 協働作業	農業体験 へちま植え 夏野菜植え 協働作業		
6月	いじめ対応アンケート（教職員）	遠足 学年交流	遠足 学年交流	遠足 学年交流	遠足 学年交流		
	いじめ対策委員会 - 定期的に状況把握 - 夏期休業前指導	いじめアンケート調査（児童用）					
6月	指導主事訪問 - 授業改善 - 学習規律 授業研究 1月までに公開授業の形式で実施、全員が公開	町探検 地域を知る 交流	あわらし 巡り 地域を知る 交流	消防署・清掃センター見学 地域学習	自然教室 宿泊体験 絆作り 自主的活動	郷土の偉人調べ 地域学習	修学旅行 自主的計画・運営
	地区懇談会（PTA） 情報や意見収集	特別支援学級 合同学習会（遠足）					
6月							

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 保護者会 ・家庭でのチェック表の配付 ・情報や意見収集 (事前に保護者アンケート)	いじめアンケート調査（保護者用）					
		特別支援学級 スポーツ教室 町探検クイズ 1, 2年生交流 市に伝わる 昔話調べ 下水道施設 見学地域学習 ひまわり教室 休み前非行防止 ネットモラル 犯罪等 野菜パーティ 収穫に感謝 ひまわり教室 休み前非行防止 お楽しみ会 絆作り 企画・運営					
8月	いじめ対策委員会 ・7月の無記名アンケート ・前期後半からの取り組みの方針を確認 職員会議 ・重点項目の確認	カヌーポロ大会参加 異学年交流					
		親子奉仕活動 ・体験的活動 ・親子の絆作り					
9月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 いじめ対応アンケート (教職員)	水道施設見学 地域学習					

〔10～12月〕

芦原小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握			スーパーマーケット見学 地域交流			
		いじめアンケート調査（児童用）					
11月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 オープンスクール 全校一斉授業公開	特別支援学級 合同学習会（スポーツ教室）					
		わくわくおもちゃランド 保幼小の交流			わくわくアートスクール 地域との交流 絆作り 自主的活動		スポーツフェスタ 学校間交流
12月	いじめ対策委員会 ・12月の無記名アンケートと7月を比較 ・1月からの取り組みの方針を確認 保護者会 ・情報や意見収集 （事前に保護者アンケート）	サツマイモの収穫 感謝の心					
		工場見学 地域学習					
12月		いじめアンケート調査（保護者用）					
		ふれあい集会（人権に関して）					
12月		赤い羽根共同募金					
		ユニセフ共同募金					
12月		特別支援学級 合同学習会（小中交流）					
		6年生のマット運動・跳び箱発表会見学 異学年交流		地域に伝わる古いもの探し 地域学習		総合学習発表 異学年交流	低学年と学習交流 マット運動・とび箱発表 異学年交流

〔1～3月〕

芦原小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	教育評価分析 次年度に向けて	校内書き初め会 全校生新年の抱負発表					
	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・次年度に向けて	昔遊びを楽しむ会 祖父母との絆 地域のお年寄りとの交流	思い出のアルバム 家の人への感謝	消防署見学 警察署見学 見学地域学習	郷土の歴史 や文化学習 地域学習		
	いじめ対応アンケート (教職員)			味噌調理 総合			
2月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握				車椅子体験 点字体験 アイマスク体験	6年生を送る会 企画・運営 絆作り 自主的活動	下級生や先生・家族へのプレゼント作り 家庭科
		新入生 体験入学 新たな絆作り 保幼小交流	送る会招待状 6年生と交流		福祉施設訪問 (メロン苑)	家庭科 家族とホットタイム	中学校 体験入学 新たな絆作り 異校種生との交流
			2年生文集 作り 自分の成長をふり返る	みそ作り ・地域との人との交流 ・体験的な活動			
3月	いじめ対策委員会 ・無記名アンケートをもとに年度の振り返り ・新年度に向けて計画見直し ↓ 職員会議 ・課題確認 ・計画確認	6年生を送る会（縦割り班活動） 5年生主催 異学年交流					
		お楽しみ会 絆作り 企画話し合	2年生お別れ会 友達への感謝	お楽しみ会 絆作り 企画話し合	4年生お別れ会 友達への感謝	新入生と交流活動	校内奉仕作業 学校に感謝
						お楽しみ会 絆作り 企画話し合い	ボランティア 地域の清掃活動